

万代島にぎわい空間創造事業「市民市場」  
活性化検討委員会開催要綱

(目的)

第1条 万代島にぎわい空間創造事業「市民市場」の現事業者への土地貸付期間が2020年3月31日で終了することから、今後の「市民市場」のあり方について検討するため、万代島にぎわい空間創造事業「市民市場」活性化検討委員会（以下、「委員会」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 「市民市場」の活性化の検討に関する事項
- (2) 「市民市場」の利用空間等の改善に関する事項
- (3) その他委員会が必要と認める事項

(開催期間)

第3条 委員会の開催期間は、当該所掌に係る職務が終了するまでとする。

(委員構成)

第4条 委員会は、委員10名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから構成する。

- (1) 学識経験者及び有識者
- (2) 行政関係者
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、当該所掌に係る職務が終了するまでとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は委員の互選とする。

3 委員長は、委員会の進行を行う。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半分以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長が会議に必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に参

加させることができる。

- 4 委員会の会議は原則公開とする。ただし、会議における審議の内容が、新潟市情報公開条例第6条各号に掲げる情報（非公開情報）に関するものであるとき、又は、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは、この限りではない。

（報告）

第7条 委員会は、所掌事務に関する意見を市長に報告するものとする。

（守秘義務）

第8条 委員は、委員会において知り得た情報は外に漏らしてはならない。この要綱が効力を失った後も同様とする。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、都市政策部港湾空港課において処理する。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、2018年8月28日から施行する。